

日本赤十字社医療センター登録医規程

（目的）

第1条 この規程は、日本赤十字社医療センター（以下「当センター」という）と地域の医療機関が緊密な連携を保ち、それぞれが役割分担をしながら、患者に一貫性のある良質な医療を提供できる体制を確立するため、当センターにおける登録医制度の内容及び運用に関して定めるものである。

（定義）

第2条 本規程において「登録医」とは、当センターとの連携に基づき、患者の紹介、診療情報の共有、地域医療の推進等に協力する医師個人をいう。

2 本規程における「紹介患者」とは、登録医が当センターへ紹介した患者をいう。

（登録手続等）

第3条 登録医に関する登録手続、登録の有効期間および更新、内容変更、登録辞退、取り消しその他必要な事項については、次のとおりとする。

（1）登録

当センターの登録医になることを希望する医師は、「登録医申請書（様式1）」および「医師免許証の写し」を当センターが別途定める方法により、当センター院長あてに申請を行うものとする。

登録が承認された医師には「登録医証」を交付するとともに、当該医師の所属医療機関名およびそのホームページの URL を当センターのホームページに掲載する。

（2）有効期間・更新

登録の有効期間は登録医証交付日から1年間とし、以後、当センターおよび登録医の双方に異議がない場合には、自動的に更新されるものとする。

（3）登録内容の変更

登録内容に変更が生じた場合は、「登録内容変更届（様式2）」を当センターが別途定める方法により、当センター院長に提出するものとする。

（4）登録の辞退

登録医を辞退するときは、「登録医辞退届（様式3）」を当センターが別途定める方法により、当センター院長に提出するとともに、登録医証を返却するものとする。

（5）登録の取り消し

当センター院長は、登録医に当センターの諸規則に違反する行為があった場合、または登録医としての行動が当センターとの信頼関係を著しく損なうと判断した場合には、有効期間の満了を待たず、登録を取り消すことができる。

なお、虚偽の申請または法令違反等が認められた場合も同様とする。

(6) 登録の終了

登録医が死亡、所属医療機関の廃業、その他登録の継続が不可能と当センターが判断した場合は、登録を自動的に終了するものとする。

(登録医の責務)

第4条 登録医は、自らが当センターへ紹介した患者（以下「紹介患者」という）に関する情報を当センターへ提供するものとする。

- 2 登録医は、紹介患者のために診療上必要と思われる事項について、当センターの担当医及び病棟責任者と意見を交換し、患者に最適な医療が行われるよう努めるものとする。
- 3 登録医は、当センターにおいて知り得た紹介患者及びその家族などに関する個人情報について、守秘義務を負うものとする。
- 4 登録医は、紹介患者の診療終了後も、必要に応じて当センターと連携し、継続的な医療の提供に努めるものとする。

(登録医の権利)

第5条 登録医は、あらかじめ当センターにおける診療録等の参照を承認した紹介患者において、担当医の立会いのもと、次の行為を行うことができる。

- (1) 面談
 - (2) 治療に関する情報交換、カンファレンスへの参加
 - (3) 手術や検査等への立会い
 - (4) カルテ、検査結果、画像診断結果等の閲覧
- 2 登録医は、当センターが開催する各種臨床検討会、講演会、研修会等に参加することができる。
 - 3 登録医は、来院に際して当センター内の駐車場を無料で利用することができる。

(患者紹介・逆紹介)

第6条 当センターは、紹介患者について、診療及び入院を迅速に行うよう努めるものとする。

- 2 当センターは、紹介患者に関する診療情報について、診療後、遅滞なく登録医に報告するものとする。
- 3 当センターは、容態が安定した紹介患者について、原則として登録医に逆紹介する。また、当センターでの診療が終了したその他の患者についても、登録医への紹介に努める。

(来院手続)

第7条 登録医が来院する際の手続き等については、別途定める「登録医の先生方へーご来院の手続き等についてー」に従うものとする。

(報酬の取扱い)

第8条 登録医制度の目的に鑑み、登録医に対して報酬等は支給しないものとする。

(規則の遵守)

第9条 登録医は、当センターとの連携にあたって、当センターの方針及び諸規則を遵守し、円滑な診療連携に努めるものとする。

(損害賠償)

第10条 登録医は、故意又は過失により当センターに損害を与えた場合、その賠償の責を負うものとする。

附 則

この規程は、平成12年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。